

青森県報

第二千四百三十三号

平成十六年十一月十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(障害福祉課)	四
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	四
児童福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	四
保安林の指定解除予定	(林政課)	五
道路の区域の変更	(道路課)	五
道路の供用の開始	(同)	六
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	六
右 同	(同)	七
争議行為の通知の公表	(労政・能力開発課)	八

告

示

青森県告示第六百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	所在地	指年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問介護	アイリスケアセンターおくの	青森市奥野一丁目三の六	平成一六・一〇・一
社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山崎一丁目三の七	"	弘前園ヘルパーセンター	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	一六・一〇・一
有限会社アサポート健美	十和田市東三番町三〇の二六	"	ケアサポート健美	十和田市東三番町三〇の二六	一六・一〇・一
医療法人仙知会	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	"	ヘルパーズアイ・ケア	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	一六・一〇・一五
有限会社葛西建設	北津軽郡中里町大字豊岡字緑川八九の一	"	介護事業所ひばりの里	北津軽郡中里町大字豊岡字緑川八九の一	一六・一〇・一
特定非営利活動法人工里	上北郡野辺地町字石神裏六の二	"	NP法人エーデルの里	上北郡野辺地町字石神裏六の二	一六・一〇・一五
有限会社クランメイツ	十和田市西二丁目三〇の一	福祉用具貸与	有限会社クランメイツ	十和田市西二丁目三〇の一	一六・一〇・一五
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	通所介護	アイリスケアセンター	八戸市根城三丁目四の一七	一六・一〇・一六
有限会社くらびん	黒石市追子野木一丁目七四の二	"	有限会社くらびん	黒石市追子野木一丁目七四の二	一六・一〇・一六

社会福祉法人御幸会	黒石市大字内町二一の三	"	デイサービスあさがお	黒石市緑町四丁目一八〇の二	一六・九・二〇
医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	通所リハビリテーション	医療法人泰人会八戸新井田ククリニツク	八戸市新井田西二丁目一の二五	一六・八・一
"	"	居宅療養管理指導	"	"	一六・七・二
社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山崎一丁目三の七	痴呆対応生活介護	グループホーム鬼沢	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	一六・九・一
株式会社草菴	弘前市大字城東二丁目二の六	"	草菴グループホーム	弘前市大字城東二丁目二の六	一六・三・一
社会福祉法人弘友会	弘前市大字向外の一	"	グループホームサン・フラワー	弘前市大字向外の一	一六・二・一五
社会福祉法人北光会	南津軽郡大鰐町大字大鰐字范頭九の二	"	あずみ野グループホーム	南津軽郡大鰐町大字鯖石字浅瀬三三の五	一六・二・一
特定非営利活動法人聖美会	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉三〇一	"	グループホームさくら荘	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉三〇一	一六・二・五
浦建設株式会社	北津軽郡鶴田町大字鶴田字柳元二七六の一	"	グループホーム福寿荘	北津軽郡鶴田町大字鶴田字柳元二七六の一	一六・九・一〇

青森県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期間
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンターおくの	青森市奥野二丁目三の六	平成一六・一〇・一
社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山崎一丁目三の七	弘前園居宅介護支援事業所	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	一六・六・一
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	居宅介護支援事業所城西	弘前市大字茜町二丁目一の八	一六・九・一
社会福祉法人御幸会	黒石市大字内町二一の三	居宅介護支援事業所あさがお	黒石市緑町四丁目一八〇の二	一六・九・一〇
社会福祉法人稲垣村社会福祉協議会	西津軽郡稲垣村大字豊川字宮川一三六の一	稲垣村在宅介護支援センター	西津軽郡稲垣村大字豊川字宮川一三六の一	一六・一〇・一

青森県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
変更前	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンターおくの	八戸市堀端町二の三	平成一六・一〇・一六
変更後	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンターおくの	八戸市根城三丁目四の一七	平成一六・一〇・一六

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉 法人もみ社	社会福祉 法人北光社	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里	社会福祉 法人福里
上北郡六戸町 大字犬落瀬字	南津軽郡大鰐 町大字九の二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二	十和田市大字 切田の二二
"	通所介 護	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
ビデオ サービス センター もみ	大鰐デイ サービス センター	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら
上北郡六戸町 大字犬落瀬字	南津軽郡大鰐 町大字三三	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇	十和田市西二 十三番町三〇
	一六・一〇・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一	一六・二・一

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
有限会社 コムツクス	株式会社 チイ学館	五所川原市 重菊九の一	東京都千代田区 神田駿河台二丁目九	名称 主たる事務所 の所在地
五所川原市 下枝一三の六	五所川原市 字八	八戸市堀端 二丁目一七	八戸市堀端 二丁目一七	名称 所在地
一四・一〇・一	一六・一〇・一	平成	平成	変更 年月日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十六年十一月十日

青森県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後
社会福祉 法人八千社	社会福祉 法人八千社	権現沢五四の 七六七
下北郡川内 大字川内八 字の二八	下北郡川内 大字川内八 字の二八	権現沢五四の 七六七
"	"	"
特別養 老施設 むせら	特別養 老施設 むせら	一六・一〇・一
ビデオ サービス センター	ビデオ サービス センター	一六・一〇・一

変更前	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字大落瀬字権現	デイサービスもみじ苑	上北郡六戸町大字大落瀬字権現	一六・九一
変更後	社会福祉法人もみじ会	上北郡六戸町大字大落瀬字権現	デイサービスもみじ苑	上北郡六戸町大字大落瀬字権現	一六・九一

青森県告示第六百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	居宅介護等事業	アイリスケアセンター	八戸市根城三丁目四の一七	平成一六・二・一
有限会社アイバンライ	五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一七の四	居宅介護等事業	訪問介護ステーションつばさ	五所川原市松島町六丁目四九	"
有限会社ケアサポート健美	十和田市東三番町三〇の二六	居宅介護等事業	ケアサポート健美	十和田市東三番町三〇の二六	"
有限会社ワラビー	青森市西滝三丁目二一の二一	居宅介護等事業	ワラビー介護ネットワーク	青森市西滝三丁目二一の二一	"

青森県告示第六百七十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二

十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
有限会社アイバンライ	五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一七の四	居宅介護等事業	訪問介護ステーションつばさ	五所川原市松島町六丁目四九	平成一六・二・一
有限会社ケアサポート健美	十和田市東三番町三〇の二六	居宅介護等事業	ケアサポート健美	十和田市東三番町三〇の二六	"
有限会社ワラビー	青森市西滝三丁目二一の二一	居宅介護等事業	ワラビー介護ネットワーク	青森市西滝三丁目二一の二一	"

青森県告示第六百七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
有限会社アイバンライ	五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一七の四	居宅介護等事業	訪問介護ステーションつばさ	五所川原市松島町六丁目四九	平成一六・二・一
有限会社ワラビー	青森市西滝三丁目二一の二一	居宅介護等事業	ワラビー介護ネットワーク	青森市西滝三丁目二一の二一	"

青森県告示第六百七十九号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

下北郡東通村大字砂子又字沢内五の二三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

用水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十二月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間				変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後	前	後			
1	国 道	三三八号	下北郡東通村大字白糠字赤平三一八から	下北郡東通村大字白糠字赤平三一八から	前	後	二・四〇〇メートルから	二、九一〇・〇〇メートル			
			下北郡東通村大字白糠字明神ノ上二九の一六まで	下北郡東通村大字白糠字明神ノ上二九の一六まで	前	後	一・五〇〇メートルから	二、四八九・二七メートル			
			下北郡東通村大字白糠字赤平三一八から	下北郡東通村大字白糠字赤平三一八から	前	後	二・四〇〇メートルから	二、九一〇・〇〇メートル			
			下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の一まで	下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の一まで	前	後	一・五〇〇メートルから	二、四八九・二七メートル			
2	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字大月平三三の七から	上北郡野辺地町字大月平三三の七から	前	後	一・三三〇メートルから	一九八・〇〇メートル			
			上北郡野辺地町字大月平二九の六七まで	上北郡野辺地町字大月平二九の六七まで	前	後	一・三三〇メートルから	一九八・〇〇メートル			
3	県 道	尾駮有戸停	上北郡野辺地町字向田三〇三の二から	上北郡野辺地町字向田三〇三の二から	前	後	一・五〇〇メートルから	一九〇・〇〇メートル			
			上北郡野辺地町字向田三〇四まで	上北郡野辺地町字向田三〇四まで	前	後	一・五〇〇メートルから	一九〇・〇〇メートル			

6		5		4	
県道		県道		車場線	
弘前岳鱒ヶ沢線		橋向五戸線			
西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮一〇三から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮一〇二まで		三戸郡五戸町字西ノ沢六の一から 三戸郡五戸町字西ノ沢六の二まで		上北郡野辺地町字向田三二二の一から 上北郡野辺地町字向田三二二の一まで	
後	前	後	前	後	前
二〇〇・三〇メートルまで	二〇〇・一〇メートルから	一七六・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	一六・五〇メートルまで	九・八〇メートルから
一一三・〇〇メートル	一一三・〇〇メートル	八〇・〇〇メートル	九七・〇〇メートル	七四・〇〇メートル	七四・〇〇メートル

青森県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十二月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三村申吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二七九号	上北郡野辺地町字大月平三三の七から 上北郡野辺地町字大月平二九の六七まで 上北郡野辺地町字向田三〇三の一から 上北郡野辺地町字タラノ木一〇五の一まで	平成一六・二・二六
県道 尾駸有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田三〇三の一から 上北郡野辺地町字向田三〇四まで 上北郡野辺地町字向田三二二の一から 上北郡野辺地町字向田三二二の一まで	"

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月十日

県道 野辺地六ヶ所線	県道 弘前岳鱒ヶ沢線
上北郡野辺地町字有戸鳥井平一八二の二から 上北郡野辺地町字有戸鳥井平三三〇まで 弘前市大字松ヶ枝二丁目一〇の二から 弘前市大字東和徳町四の二まで	西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字金沢四八の八から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮二一の七まで
"	一六・二・一〇

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア虹ヶ丘店
青森市虹ヶ丘一丁目一五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設 の運用方法 に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前八時	平成 一六・一一・一〇
来客が駐車場を利用することができるとき	午前十時から午前零時まで	午前八時から午前零時まで	

- 四 届出年月日
平成十六年十月二十九日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所
2 期間
平成十六年十一月十日から平成十七年三月十日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十七年三月十日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア沖館店
青森市新田三丁目三の三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
同和鋳業株式会社
東京都千代田区一丁目八の二
代表取締役 吉川廣和
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設 の運用方法 に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前八時	平成 一六・一一・一〇
来客が駐車場を利用することができるとき	午前十時から午前零時まで	午前八時から午前零時まで	

官方法 に関する 事項	び閉店時刻 閉店時刻 午前零時	閉店時刻 午前零時	午前八時から午前零 時まで
間帯	来客が駐車場 を利用するこ とができる時 間帯	午前十時から午前零 時まで	午前八時から午前零 時まで

四 届出年月日

平成十六年十月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十一月十日から平成十七年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に

基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。
平成十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

年末一時金獲得と雇用の確保、労働条件の改善等

二 争議行為をなす日時

平成十六年十一月十一日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------